

## 「18歳成年」になって気をつけたいこと

2022年4月1日から、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成人になる（成年に達する）と、保護者の同意なしに契約などができるようになり、これまで未成年者取消権が認められていた18歳、19歳の方は、未成年者取消権が認められなくなります。

## 18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル 10選

1. 副業・情報商材やマルチなどのもうけ話トラブル
  - ・確実にもうかる話はありません。
2. エステや美容医療などの美容関連トラブル
  - ・その場で契約・施術をしない。
3. 健康食品や化粧品などの定期購入トラブル
  - ・注文前に返品・解約の条件を確認する。
4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘などSNSきっかけトラブル
  - ・SNS上の広告から、偽通販サイトに誘導されてトラブルになるケースも。
5. 出会い系サイトやマッチングアプリの出会い系トラブル
  - ・出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
6. デート商法などの異性・恋愛関連トラブル
  - ・相手の好意は商品を守るための手口であることも。
7. 就活商法やオーディション商法などの仕事関連トラブル
  - ・アンケートを求められても安易に個人情報を与えず、利用目的を確認する。
8. 賃貸住宅や電力の規約など新生活関連トラブル
  - ・契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。
9. 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの借金・クレカトラブル
  - ・クレカの利用明細は必ず確認する。（リボ払いにも注意）
10. スマホやネット回線などの通信契約トラブル
  - ・勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。



※新成人のみなさまへ うまい話に飛びつかず、ネットの情報に流されないで、きっぱり断ることも大切です。

## 警察を名乗る電話に注意！

近日、警察を名乗る電話に関する相談が多く寄せられています。警察署で使われることの多い「0110」の電話番号を表示したり、LINE のビデオ通話に誘導し警察手帳を見せたりして消費者を信用させ、個人情報を聞き出したり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口です。

ですが、警察が LINE のメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。簡単に信用せず、絶対に相手に個人情報を伝えないでください。



### 〈事例〉

警察を名乗る電話があり「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した犯人があなたと共謀していると言っている。LINE のビデオ通話なら出頭せずに済む」などと言われて、ビデオ通話に誘導され、警察手帳を見せられた。その後相手の指示に従い、住所や銀行口座等を伝え運転免許証を提示した。長時間通話が続き、金銭を振り込むよう言われたところで、不審に思い電話を切った。個人情報の悪用が心配だ。

★警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いたうえでいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べたうえで相談しましょう。

★心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや警察にご相談ください（消費者ホットライン「188」、警察相談専用電話「#9110」番）。

本情報は、国民生活センターが公表している情報をもとに編集・発行しています。

〈参考〉

警察を名乗る電話に注意！－警察が LINE に誘導することはありません－

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250423\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250423_2.html)

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

### 稲城市消費生活センター

稲城市百村 2111 番地

パルシステム生活協同組合連合会稲城事務センター3階

相談電話 042-378-3738

月～金曜日（年末年始・祝日除く）

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分



©K.Okawara・Jet House

